

ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) を利用した広告に関する規制の あり方について (案)

**平成23年5月13日
ATCワーキング・グループ**

1. 「Twitter (ツイッター)」を利用した証券会社による情報発信について (現状)

証券会社の利用状況

- 現在、公式ツイッターページを開設している証券会社は、14社程度。
- 「ツイート」される内容は、アナリストやディーラー等が発信する市況・経済動向等やセミナー等のイベント情報 (P 5 参照)。
- 「ツイート」の中には、個別商品の紹介・勧誘等に関する情報を発信しているケースがある (P 6 参照)。



<http://twitter.com/>

- Twitter (ツイッター) は、個々のユーザーが「ツイート」と呼ばれる短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーション・サービスをいう。文字数の制限 (140文字以内) あり。
- 「Twitter」は、「さえずり・興奮」「無駄話」、または「なじる人」の意味。
- 「Tweets (ツイート)」は、「鳥のさえずり」の意味で、日本では「つぶやき」と意識され定着。

2. その他のSNSの利用等

●その他にも、SNSは多数存在する。

(現状、証券会社の利用はあまり見られないが、今後、利用される可能性もある。)



2011年現在、世界中に5億人を超えるユーザーを持つ世界最大のSNS。そのうち日本国内のユーザー数は約180万人(拡大中)。



ユーザー数は2009年9月30日現在、約1,792万人。



2008年5月現在で2億320万人分のアカウント。

3. 米国の自主規制機関の取組み

米国の自主規制機関 (FINRA) は、2010年1月に、SNSに関してガイダンスを公表！

【ガイダンス (Q & A) の概要】

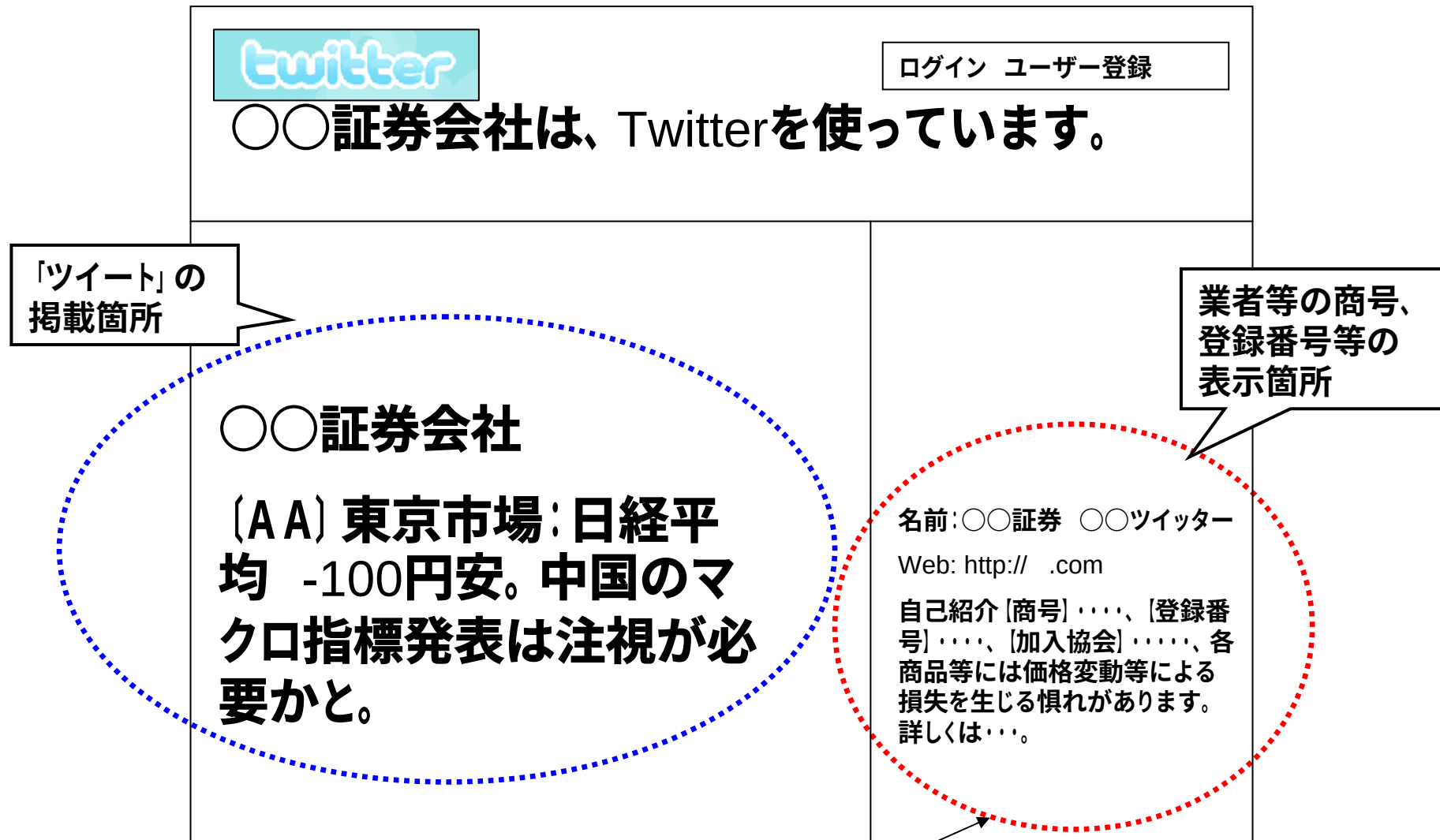
- ソーシャル・メディア・サイトを通じて行う業務は、記録保存義務の対象。
- ソーシャル・メディア・サイトを通じて行う有価証券の勧誘行為も、適合性に関する規則2310 (顧客への推奨 (適合性)) の適用対象。
- ブログへの投稿は、規則2210上は「広告」を構成し、内部管理責任者の事前承認が必要。
- ブログによるリアルタイムでのコミュニケーションは、事前承認を要しないが、規則3010 (監督責任) に基づく監督が必要。
- 営業目的でソーシャル・メディア・サイトに参加する自社の従業員に対する監督義務あり。
- 従業員に対する研修・教育により、投資家に過度のリスクを課すことのないよう、指針・手続の策定する義務あり。
- 顧客ないしは第三者による投稿を業者の行為としてみなさない。
- 業者が、①コンテンツの準備に関わっている場合、②明示的であれ非明示的であれコンテンツの内容を承認している場合、には第三者によるコンテンツであっても業者の責めに帰せられる。
- 適切な免責文言があれば、投稿を業者が採択したものであるかどうか、あるいは業者が関与しているかどうかを検討する際の一要素とする。

4. A T C (問題の早期発見) の取組み 第二弾

「ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) を利用した広告に関する規制のあり方」について、今後どのように検討していくべきかを、以下の点を踏まえ、まずはA T Cワーキングにおいて議論いただく。

- ①協会員によるS N Sを利用した広告については、今後、増加が見込まれる点。**
- ②P 3記載のとおり、米国の自主規制機関がS N S利用に関するガイダンスを策定している点。**

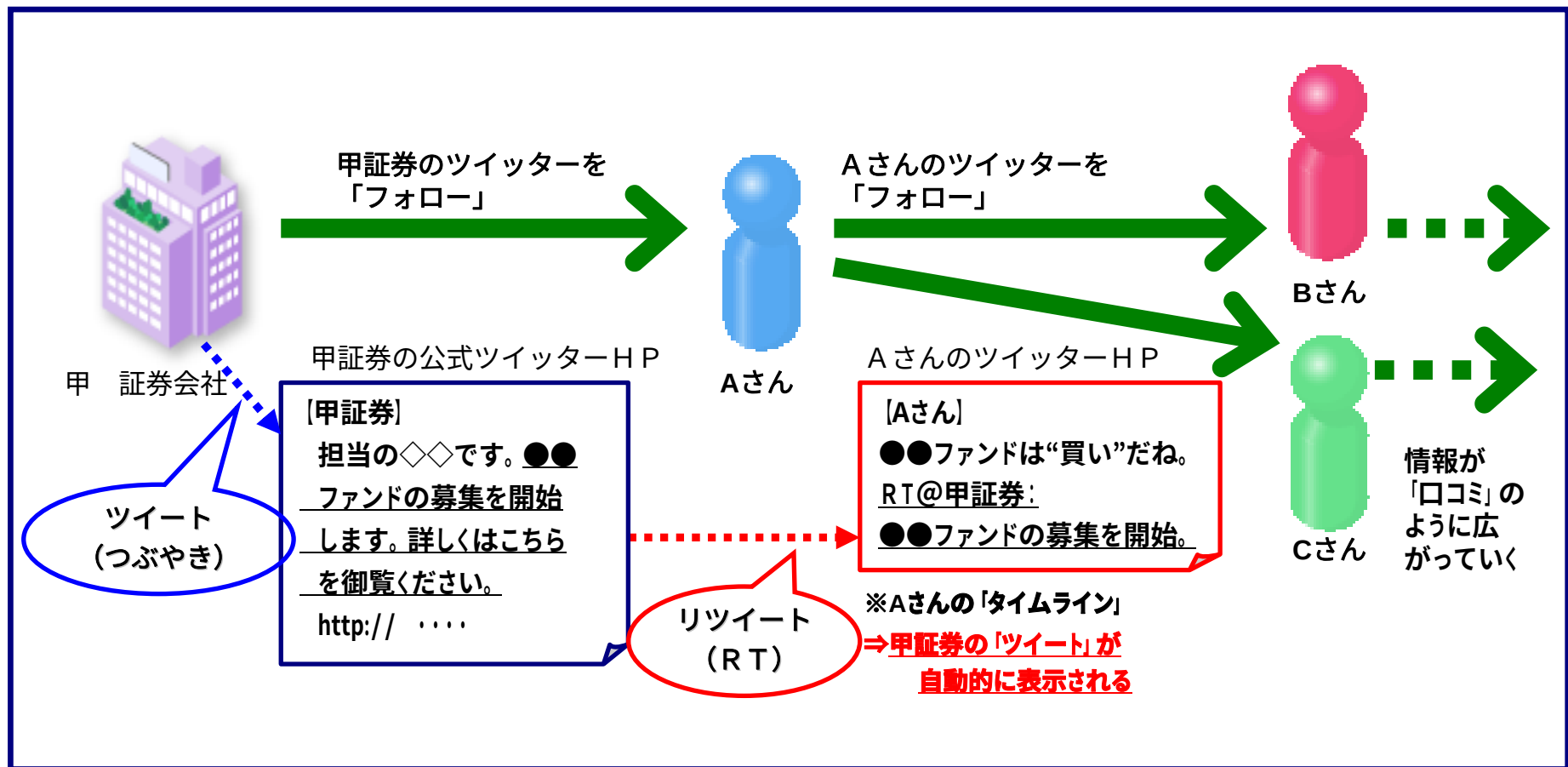
(参考1) 証券会社の公式ツイッターページ (画面イメージ)



フォローしている者のタイムラインには、上記の表示が出てこない。

※携帯電話のサイトでは、業者等の商号等の表示がなされないケースもあり得る。 5

(参考2)「ツイッター」の仕組みのイメージ図



インターネット広告の進展と本協会に おける過去の検討状況等について

平成23年5月13日

「インターネット広告」に関する本協会における過去の検討状況について

インターネット取引を利用した証券取引に伴う諸問題検討ワーキング (平成11年7月設置)

【設置の趣旨】

以下の報告書を踏まえ、投資者保護及び取引の公正性確保の観点から、インターネット取引における規制のあり方の検討を行う。

●本協会の証券取引・業務の電子化に関する特別委員会報告書「証券取引電子化の課題整理と証券界の対応」(平成10年6月)

●IOSCO報告書「インターネット上の証券活動」(1999年9月)

【成果物】

・インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)公表(平成11年9月)

・インターネット取引に関するアンケート調査結果公表(平成11年12月)

・インターネットを利用した証券取引に関する法令改正要望(平成12年2月)

「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング (平成15年7月設置)

【設置の趣旨】

インターネット、電子メール等の新たな媒体を利用した広告が積極的に行われている状況に鑑み、規則の見直しの検討を行う。

【成果物】

・広告規則の改正(平成16年2月)

・「広告等に関する指針」の改訂(平成18年10月)

証券取引の電子化に伴う諸問題検討ワーキング (平成12年11月設置)

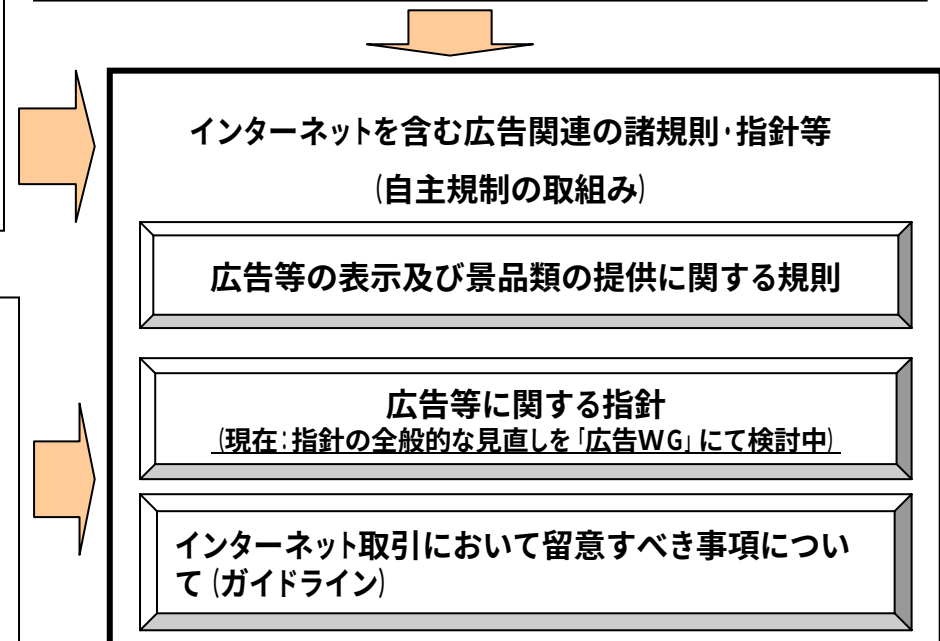
【設置の趣旨】

・インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)の策定後1年を経過したこと及び政府のIT戦略会議において、電子商取引の推進が検討されていること等に伴い、ガイドラインの見直し、証券取引の電子化に伴う問題点を検討する。

【成果物】

・インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)改訂(平成13年4月)

・「電磁的方法による交付に係るQ & A」公表(平成13年4月)



「インターネット広告」に関する本協会の規則・ガイドライン・指針等について

自主規制

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 (別紙1)

①「広告等」とは、金商業37条に規定する広告及び業府令72条に規定する行為。

※インターネット広告、行為も含まれる。

②規制の概要は、以下のとおり。

- 禁止行為
- 協会の内部審査等
- 社内管理体制の整備
- 違反に関する調査 等

広告等に関する指針 (別紙2)

○指針の概要は、以下のとおり。

※インターネット広告、行為も含まれる。

第1部 規則の概要

第2部 広告等の作成に係る留意事項

I. 全般

13. インターネットにおける広告等について

II. 株式

III. 債券(総論)

IV. 債券(商品別)

V. 投資信託及び外国投資信託

VI. ETF及び上場不動産投資証券

VII. 店舗の新設・営業の案内等に関する広告等

インターネット取引において留意すべき事項について (ガイドライン) (別紙3)

○ガイドラインの概要は、以下のとおり。

I 趣旨

II 一般的な留意事項

III 具体的な留意事項

1 一般的な事項

2 内部管理体制の整備及び取引の安全性確保に係る事項

3 顧客に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項

・ 掲示板の運営

4 法令・諸規則の遵守に係る事項

・ 勧誘・広告に係る規制

・ 自社の役職員に対する指導・監督

法令 (別紙4)

金融商品取引法における広告等規制について (Q & A) (別紙5)

・インターネットのウェブサイト等には、「手数料等」や「リスク文言」をどのように表示すれば良いか。

・インターネットウェブサイトなどにおける、「バナー広告」や「テキスト広告」などについては、当該バナーやテキスト自体に法令記載事項を表示しなければならないか。

・不特定多数の者が閲覧可能なインターネットウェブサイトにおいて、特定投資家向けに取引手法や商品案内を掲載する場合は、法令記載事項を表示しなければならないか。

・法令記載事項以外に留意すべき事項はあるか。

資料 2

投資者への注意喚起（インベスター・アラート）の追加掲載について

平成 23 年 5 月 13 日

下記の「注意喚起」等を本協会ホームページに追加掲載する。

記

1. 追加する注意喚起

（１）店頭デリバティブ取引および店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の特徴やリスクとは？

- 日経平均リンク債等の特徴やリスクとは？
- パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？
- ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは？

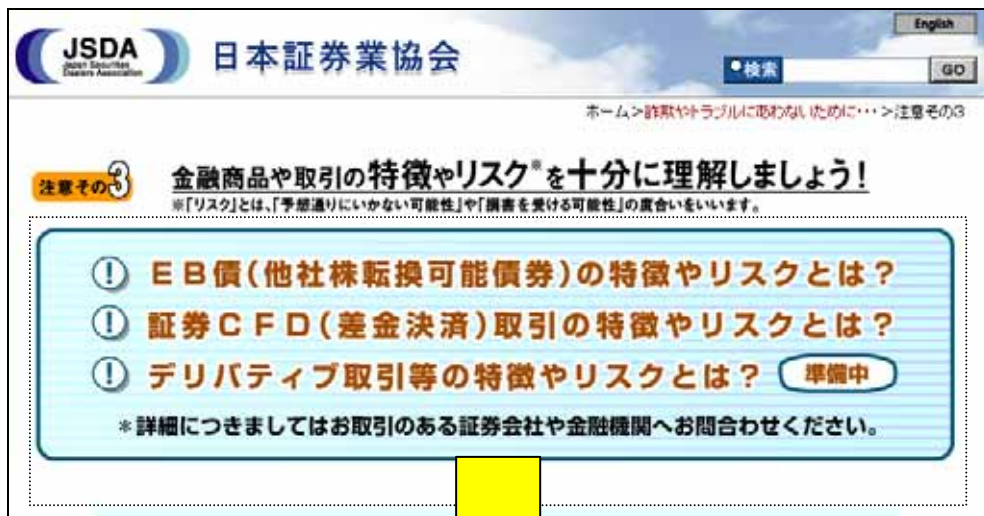
（２）最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは？

- 「通貨選択型の投資信託」とは？
- 「毎月分配型の投資信託」とは？

2. 自主規制の取組みの紹介

- 「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託に関する自主規制規則」の説明

3. 本協会ホームページの掲載箇所



- ① 店頭デリバティブ取引および店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の特徴やリスクとは?

- E B 債 (他社株転換可能債券) の特徴やリスクとは?
- 証券 C F D (差金決済) 取引の特徴やリスクとは?
- 日経平均リンク債等の特徴やリスクとは?
- パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは?
- ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは?

※詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合わせください。

※日本証券業協会では、「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託に関する自主規制規則」を制定しております。詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

- ① 最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは?

- 「通貨選択型の投資信託」とは?
- 「毎月分配型の投資信託」とは?

※詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合わせください。

日経平均リンク債等（エクイティリンク債）の特徴やリスクとは？

そもそもエクイティリンク債とは？

- エクイティリンク債とは、株価指数など対象となる資産の価格が、あらかじめ決められた水準を超えて下落（ノックイン）しなければ、一定の利回りが支払われるといった、特殊な条件が定められた債券（デリバティブを含む仕組債）です。日経平均株価リンク債などが主な商品です。
- 「ノックイン」とは、あらかじめ決められた株価指数などの水準に達することをいい、あらかじめ決められた水準のことを「ノックイン価格」といいます。一度でもノックイン価格に達した場合、株価指数など対象となる資産の価格に連動して、償還額が変化します。
- 通常、株価指数などが一定額（トリガー価格といいます）以上上昇した場合に、期限前償還される「早期償還条項」がついています。このほか、ノックイン後自動的に償還期限が延長となる条項がついているもの、期中に目標分配額が大きく変化する商品もあります。
- エクイティリンク債は、複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性などしっかりと説明を受け、十分に理解したうえで購入しましょう。

○ 魅力

- ・ ノックインしない場合には、元本が保障され、定期預金や個人向け国債などを比較すると、高利回りが期待できます。

○ 注意すべき事項

- ・ 償還の際に損失が生じるおそれがあるということが重要なポイントです。
- ・ 具体例として、日経平均を対象とした日経平均株価リンク債の場合、「日経平均株価」が一度でもノックイン価格を下回ると（ノックインすると）、償還時の元本が、日経平均株価に連動して変化します。
- ・ ノックイン後は、日経平均株価が当初購入時の株価を上回らない場合、投資額を下回る金額にて償還され、損失が発生します。
- ・ さらに日経平均株価が下落し続けた場合、投資額を大幅に下回る金額にて償還されることになり、損失が拡大します。

○ 説明を受けるべき事項

- ・ エクイティリンク債の商品内容はもちろんですが、将来の株価などの変動が与える影響を確認するなど、エクイティリンク債の投資効果についても十分な説

明を受けましょう。

エクイティリンク債の商品内容を理解するポイント

エクイティリンク債は、将来の「株価指数等」の変動によって、償還元本の額が変わってきます。そのため、**以下のポイントについて、証券会社から必ず説明を受けて商品内容を十分に理解しましょう。**

ポイント 1

発行・償還条件等の確認

- 「償還年限」…いつ償還されるのか。
※償還までの期間が長いほど、株価指数等の変動の影響を受ける可能性が高くなります。また、「早期償還条項」がついている場合には、条件をしっかりと確認しておきましょう。
- 「クーポン」…債券のクーポンはいくらもらえるのか。
※期中にクーポンが変更となるケースのある商品は、条件をしっかりと確認しておきましょう。
- 「発行価格」…発行時の債券の価格はいくらか
- 「償還価格」…償還される金額はいくらか。ノックインした後の「償還元本」額の算出方法はどのようになるか。
※ノックイン後は、対象となる資産の価格に連動して、償還元本額が変化し、投資金額を下回るリスクがあるため、条件や計算方法をしっかりと確認しておきましょう。
- 「早期償還条項」…どのような条件で適用されるか。
- 「中途売却」…中途解約可能かどうか。可能な場合、違約金・手数料等が発生するか。

など、債券の発行・償還条件等を確認しましょう。

ポイント 2

「ノックイン」となる条件の確認

- 「ノックイン価格」の水準はどの程度のものか。
- 「ノックイン後」の償還元本額の計算方法はどのようなものとなるのか。
- 「ノックイン後」の株価指数等の変動により、償還元本額はどのように変化するか。

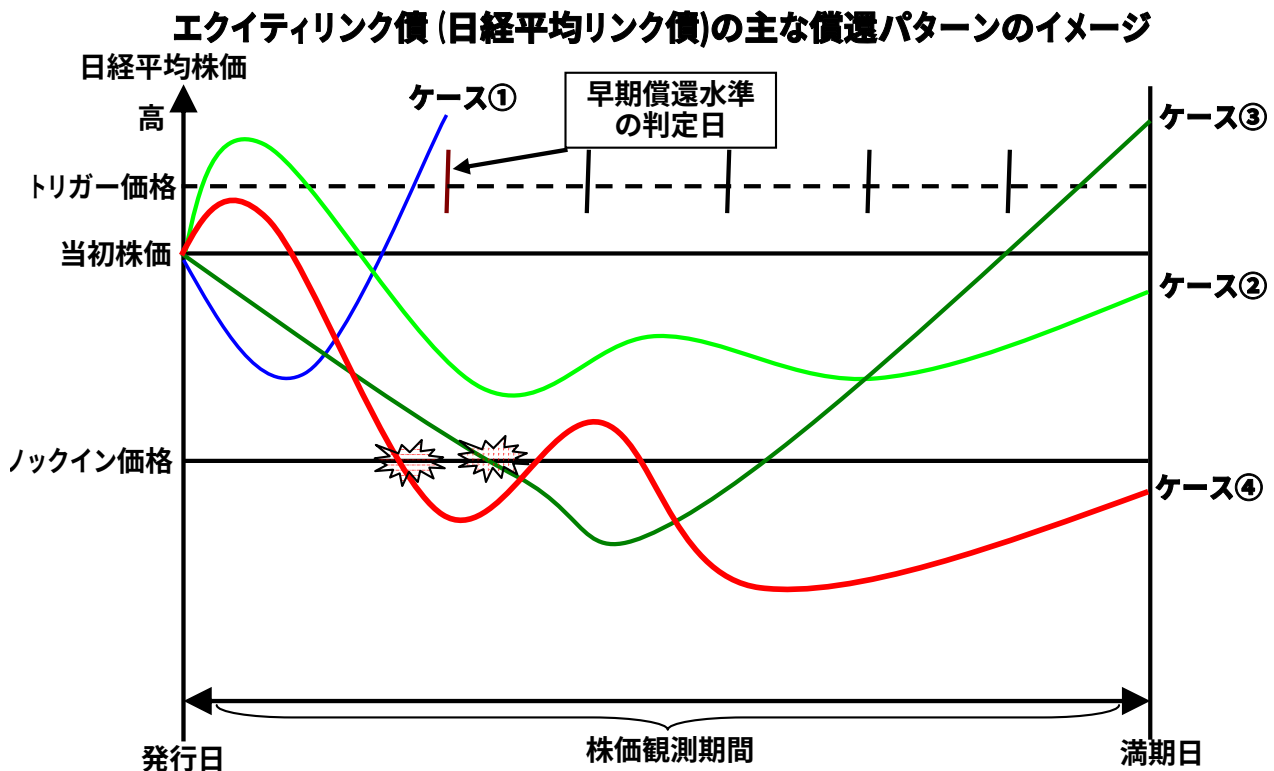
案

など、ノックインの条件に係る事項を確認しましょう。

具体例をみてみましょう！

次に、対象となる指標変動によりエクイティリンク債の償還がどのように行われるか見てみましょう。

下の図は、日経平均連動型のエクイティリンク債で株価の変動によって想定される主な償還のパターンをグラフにしたものです。



【条件】

- ・ 日経リンク債の購入価格は 100 万円分
- ・ 満期日までのクーポン：5 万円
- ・ 当初株価：10,000 円、ノックイン価格：7,000 円、トリガー価格(早期償還価格)：11,000 円
- ・ 還元本額計算方法（ノックイン後）：購入価格×満期日株価÷当初株価(但し、購入価格は超えない)

＜ケース①：早期償還（元本確保）のケース＞

日経平均株価が判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えたので、償還価格は、
 $100 \text{ 万円} + \text{クーポン}(1 \text{ 万円とします}) = 101 \text{ 万円}$
 で早期償還となりました。(1 万円の利益)

＜ケース②及び③：満期償還（元本確保）のケース＞

ケース②

日経平均株価が各判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えませんでした。また、ノックイン価格を超えて下落もしませんでしたので、償還価格は、

$$100 \text{ 万円} + \text{クーポン} : 5 \text{ 万円} = 105 \text{ 万円}$$

で満期償還となりました。(5万円の利益)

ケース③

日経平均株価が各判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えませんでした。一方、ノックイン価格を超えて下落しましたが、最終株価が12,000円と当初株価(10,000円)を上回りましたので、償還価格は、

$$\{100 \text{ 万円(購入価格)} \times 12,000 \text{ 円(満期日株価)} \div 10,000 \text{ 円(当初株価)} = 100 \text{ 万円} \\ (\text{購入価格は超えないため})\} + \text{クーポン} 5 \text{ 万円} = 105 \text{ 万円}$$

で満期償還となりました。(5万円の利益)

＜ケース④：満期償還（元本割れ）のケース＞

日経平均株価が各判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えませんでした。一方、ノックイン価格を超えて下落し、最終株価が6,000円と当初株価を大きく下回りました。

償還価格は、

$$100 \text{ 万円(購入価格)} \times 6,000 \text{ 円(満期日株価)} \div 10,000 \text{ 円(当初株価)} + \text{クーポン} \\ 5 \text{ 万円} = 65 \text{ 万円}$$

で満期償還となりました。(35万円の損失)

※ 上記以外にも、様々なケースや商品がありますので、目論見書などによりきちんと説明を受けましょう。

円建 日経平均株価連動デジタル・クーポン債券 (ノックイン型・期限前償還条項付)

発行者	〇〇地方金融公社
券面総額	〇〇億円
期間	3年
お申し込み単位	額面金額100万円単位
売価	額面金額100万円につき100万円
売価期間	2011年3月22日～2011年3月28日
発行日	2011年3月28日
受渡期日	2011年3月29日
償還期日	2014年3月24日
利率	初回利払日まで 年4.00%～5.50% 以降2年9ヶ月間
利払期日	年4回3月/6月/9月/12月の各24日
償還方法	(1)期限前償還の場合 各期限前償還判定日における日経平均株価の終値が期限前償還判定価格以上の場合、本債券はその直後の利払期日において、額面金額で期限前償還されます (2)満期償還の場合 期限前償還されなかった場合で <1>観測期間中、ノックイン事由が発生しなかった場合 → 額面金額で償還されます。 <2>観測期間中、ノックイン事由が発生した場合 → 額面金額 × $\frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$ で償還されます
期限前償還判定価格	当初日経平均株価の105%に相当する金額をいいます
利率決定価格	当初日経平均株価の85%に相当する金額をいいます
ノックイン価格	当初日経平均株価の65%に相当する金額をいいます

クーポンの変更の条件についてもしっかり確認しましょう。

ノックイン後の償還価格の計算方法についてもしっかり確認しましょう。

ノックイン価格、トリガー価格の水準についてもしっかり確認しましょう。

エクイティリンク債への投資により生ずる可能性のある損失等に関して

- 株価指数など対象となる資産の価格の変動により、償還元本額が投資額を下回り損失が発生する可能性があります。
- 中途換金した場合、投資元本を下回る損失が発生する可能性があります。

※上記の事項は、一般的なエクイティリンク債の重要な事項についての考えかたを示したものです。したがって、エクイティリンク債の商品性等については、上記以外の重要事項もありますので、きちんと説明を受け、理解しましょう。また、上記の事項を含め、目論見書を読んで不明な点があれば証券会社に説明を求めましょう。

パワー・リバース・デュアルカレンシー債 (PRDC 債) の特徴やリスクとは？

そもそもPRDC債とは？

- PRDC 債(パワー・リバース・デュアルカレンシー債: Power Reverse Dual Currency Bond) とは、購入代金と償還額の通貨と、利払い(クーポン) 通貨が異なる債券(リバース・デュアルカレンシー債) のクーポン部分の為替リスクにレバレッジを効かせた債券をいいます。
- 例えば、購入代金と償還額が円で、クーポンがUS \$ (ドル) で行われ、クーポンが
「US \$ 金利 4.0% × 利払い時為替相場: 85 円 ÷ 購入時為替相場: 125 円 - 円金利 1.0% = 1.72%」
といったように為替相場や金利情勢によって変動する金融商品です。
- 発行体が期限前償還できる権利を持つ「コール条項」や、為替相場が一定の水準を超えたときに繰上償還する「トリガー条項」がついている商品、償還金額が為替相場に連動するような、「償還元本為替連動型」の PRDC 債もあります。
- PRDC 債は複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性などをしっかりと説明を受け、十分に理解したうえで、購入しましょう。

○魅力

- 定期預金や個人向け国債などを比較すると、利子が多くもらえる場合があります

○注意すべき事項

- 円高になった場合に受け取れるクーポンが「0」となるおそれがあるということが重要なポイントです。
- 上記状態の場合、クーポンが0%であることから、中途売却できない場合があり、出来る場合でも、投資元本を大幅に下回る損失が発生する場合があります
- また、満期日まで一定の為替レート以上の円高が続いた場合、クーポンが「0%」の状態が継続することになります。
- クーポンを外貨で受け取るため、為替リスクが存在します。

○説明を受けるべき点

- PRDC債の商品内容はもちろんですが、将来の為替相場の変動が与える影響を確認するなど、PRDC債の投資効果についても十分な説明を受けましょう。

PRDC債の商品内容を理解するポイント

PRDC 債は、将来の「**為替相場・金利情勢**」の変動によって、受け取ることの出来るクーポンが変わってきます。そのため、**以下のポイントについて、証券会社から必ず説明を受けて商品内容を十分に理解しましょう。**

ポイント 1

発行・償還条件の確認

- 「償還年限」…いつ償還されるのか。
※20年～30年を越える超長期の商品もあります。償還までの期間が長いほど、為替相場や金利情勢の変動の影響を受ける可能性が高くなります。
- 「クーポン」…債券のクーポンはいくらもらえるのか。
※クーポンの算出方法は、将来の為替相場・金利情勢次第ですので、この点が投資判断の重要なポイントとなります。
- 「発行価格」…発行時の債券の価格はいくらか。
- 「償還価格」…償還される金額はいくらか。
- 「繰上償還条項」…「コール条項」「トリガー条項」等がある場合は、どのような条件で適用されるか。
- 「中途売却」…中途売却可能かどうか。可能な場合、どの程度の金額で売却できるか。為替相場の状況によっては、クーポンが0%の債券を長期間保有することになる場合もあります。

など、債券の発行・償還条件を確認しましょう。

ポイント 2

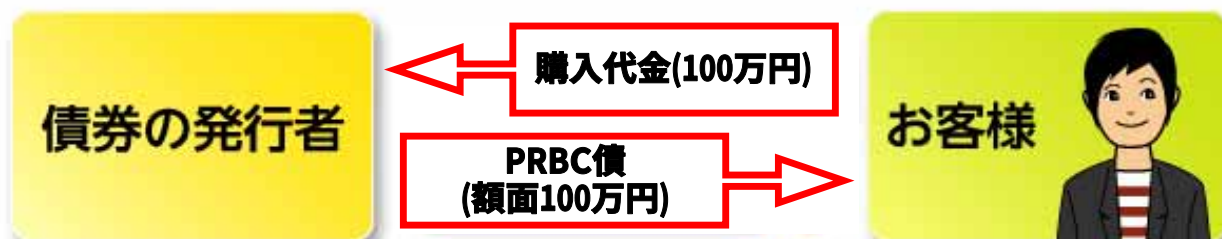
クーポンの計算方法に係る事項の確認

- 「クーポン」の計算方法の仕組みはどのようなものか。
- 為替相場・金利情勢の変動により、「クーポン」がどのように変化するか。また、「クーポン」が「0」となる場合の相場水準はどれくらいか。
- 為替相場・金利情勢の変動により、受け取ることの出来る「クーポン」の円貨換算額がどのように変化するか。また、実質利回りがどのように変化するか。

など、クーポンの計算方法に係る事項を確認しましょう。

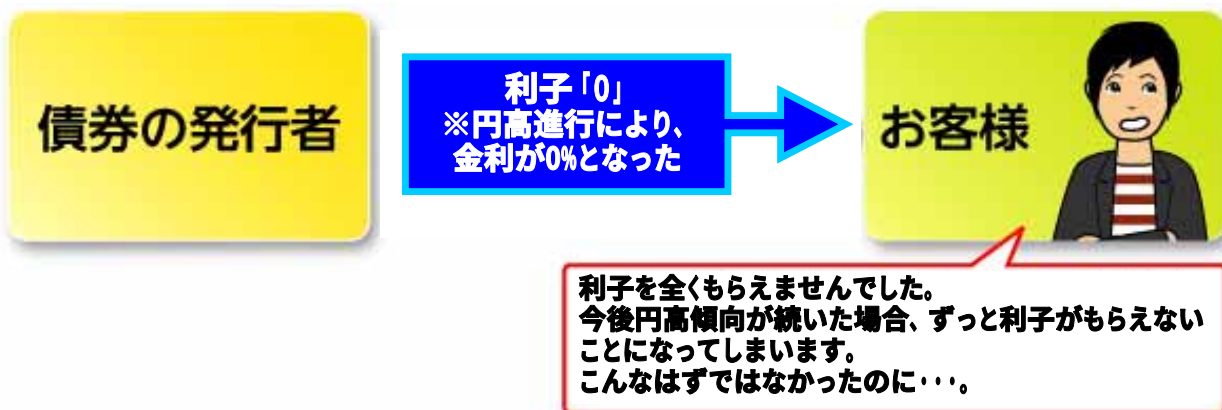
案

<発行時>



<利払い時>

(1) 為替相場が発行時より大幅に円高となった場合



(2) 為替相場が発行時より円安となった場合。



※ 上記以外にも、様々なケースや商品がありますので、目論見書などによりきちんと説明を受けましょう。

PRDC 債への投資により生ずる可能性のある損失等に関して

- 為替相場・金利情勢の変動により、受け取れるクーポンが「0」となるおそれがあります。
- 中途換金した場合、違約金や手数料が発生し、投資元本を下回る損失が発生する可能性があります。

※上記の事項は、一般的な PRDC 債の重要な事項についての考えかたを示したものです。したがって、PRDC 債の商品性等については、上記以外の重要事項もありますので、きちんと説明を受け、理解しましょう。また、募集・売出しにより販売される PRDC 債については、上記の事項を含め、目論見書を読んで、不明な点があれば、証券会社に説明を求めましょう。

「ノックイン投信」の特徴やリスクとは？

そもそもノックイン投信とは？

- ノックイン投信とは、株価指数など対象となる資産の価格が、あらかじめ決められた水準を超えて下落しなければ、一定の利回りが支払われるといった、特殊な条件が定められた債券（デリバティブを含む仕組債）を投資対象とする、複雑な仕組みの投資信託です。
- 「ノックイン」とは、あらかじめ決められた株価指数などの水準に達することをいい、あらかじめ決められた水準のことを「ノックイン価格」といいます。一度でもノックイン価格に達した場合、株価指数など対象となる資産の価格に連動して、償還額が変化します。
- 通常、株価指数などが一定額（トリガー価格といいます）以上上昇した場合に、期限前償還される「早期償還条項」がついています。このほか、ノックイン後自動的に償還期限が延長となる条項がついているもの、期中に目標分配額が大きく変化する商品もあります。
- ノックイン投信は、複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性などしっかりと説明を受け、十分に理解したうえで購入しましょう。

○ 魅力

- ・ ノックインしない場合には、元本が保障され、定期預金や個人向け国債などを比較すると、高利回りが期待できます。

○ 注意すべき事項

- ・ 償還の際に損失が生じるおそれがあるということが重要なポイントです。
- ・ 具体例として、日経平均を対象としたノックイン投信の場合、「日経平均株価」が一度でもノックイン価格を下回ると（ノックインすると）、償還時の元本が、日経平均株価に連動して変化します。
- ・ ノックイン後は、日経平均株価が当初購入時の株価を上回らない場合、投資額を下回る金額にて償還され、損失が発生します。
- ・ さらに日経平均株価が下落し続けた場合、投資額を大幅に下回る金額にて償還されることになり、損失が拡大します。

○ 説明を受けるべき事項

- ・ ノックイン投信の商品内容はもちろんですが、将来の為替相場の変動が与える影響をグラフ等で確認するなど、ノックイン投信の投資効果についても十分

な説明を受けましょう。

ノックイン投信の商品内容を理解するポイント

ノックイン投信は、将来の「株価指数等」の変動によって、償還元本の額が変わってきます。そのため、**以下のポイントについて、証券会社から必ず説明を受けて商品内容を十分に理解しましょう。**

ポイント 1

募集・償還条件等の確認

- 「信託期間」…いつ償還されるのか。
※償還までの期間が長いほど、株価指数等の変動の影響を受ける可能性が高くなります。また、「早期償還条項」がついている場合には、条件をしっかりと確認しておきましょう。
- 「目標分配額」…投資信託の分配金はどのくらいとなる予定か。
※期中に目標分配額が変更となるケースのある商品は、額が妥当かどうかしっかりと確認しておきましょう。
- 「償還価格」…償還される金額はいくらか。ノックインした後の「償還元本」額の算出方法はどのようになるか。
※ノックイン後は、対象となる資産の価格に連動して、償還元本額が変化し、投資金額を下回るリスクがあるため、条件や計算方法をしっかりと確認しておきましょう。
- 「手数料」…購入時や解約時など、ファンド購入にかかる費用はどのくらいか。
※直接支払う必要がある手数料以外にも、信託報酬など間接的に負担しなければならない費用もありますので、しっかりと確認しておきましょう。
- 「中途解約」…中途解約可能かどうか。可能な場合、違約金・手数料等が発生するか。

など、投資信託の募集・償還条件等を確認しましょう。

ポイント 2

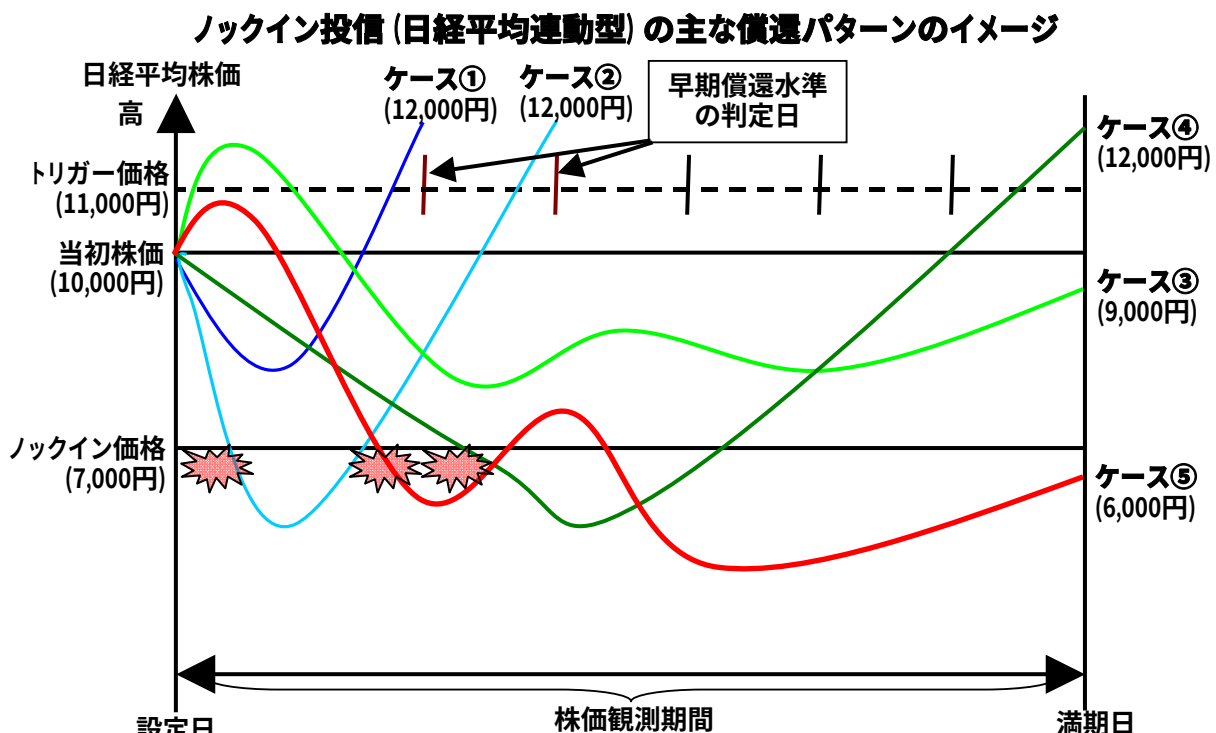
「ノックイン」となる条件の確認

- 「ノックイン価格」の水準はどの程度のものか。
- 「ノックイン後」の償還元本額の計算方法はどのようなものとなるのか。
- 「ノックイン後」の株価指数等の変動により、償還元本額はどのように変化するか。

など、ノックインの条件に係る事項を確認しましょう。

具体例をみてみましょう！

次に、対象となる指標変動によりノックイン投信の償還がどのように行われるか見てみましょう。下の図は、日経平均連動型のノックイン投信で株価の変動によって想定される主な償還のパターンをグラフにしたものです。



【条件】

- ・ 1万口=1万円のノックイン投信を100万円分(100万口)購入。
- ・ 目標分配金：決算毎：1万口当たり200円×5回(合計1,000円：100万口では10万円)
- ・ 当初株価：10,000円、ノックイン価格：7,000円、トリガー価格(早期償還価格)：11,000円
- ・ 還元本額計算方法(ノックイン後)：購入価格×満期日株価÷当初株価(但し、購入価格は超えない)

＜ケース①及び②：早期償還（元本確保）のケース＞

ケース①

日経平均株価が判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えたので、償還価格は、
 $100 \text{ 万円} + \text{目標分配金}(1 \text{ 回分})2 \text{ 万円} = 102 \text{ 万円}$
 で早期償還となりました。(2万円の利益)

ケース②

日経平均株価がノックイン価格を超えて下落しましたが、判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えたので、償還価格は、
 $100 \text{ 万円} + \text{目標分配金}(1 \text{ 回分})2 \text{ 万円} = 102 \text{ 万円}$
 で早期償還となりました。(2万円の利益)

＜ケース③及び④：満期償還（元本確保）のケース＞

ケース③

日経平均株価が各判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えませんでした。また、ノックイン価格を超えて下落もしませんでしたので、償還価格は、
 $100 \text{ 万円} + \text{目標分配金}(5 \text{ 回分})10 \text{ 万円} = 110 \text{ 万円}$
 で満期償還となりました。(10万円の利益)

ケース④

日経平均株価が各判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えませんでした。一方、ノックイン価格を超えて下落しましたが、最終株価が12,000円と当初株価(10,000円)を上回りましたので、償還価格は、
 $\{100 \text{ 万円(購入価格)} \times 12,000 \text{ 円(満期日株価)} \div 10,000 \text{ 円(当初株価)} = 100 \text{ 万円}$
 $(\text{購入価格は超えないため})\} + \text{目標分配金}(5 \text{ 回分})10 \text{ 万円} = 110 \text{ 万円}$

で満期償還となりました。(10万円の利益)

＜ケース⑤：満期償還（元本割れ）のケース＞

日経平均株価が各判定日にトリガー価格(早期償還水準価格)を超えませんでした。一方、ノックイン価格を超えて下落し、最終株価が6,000円と当初株価を大きく下回りました。償還価格は、

$$\{100 \text{ 万円(購入価格)} \times 6,000 \text{ 円(満期日株価)} \div 10,000 \text{ 円(当初株価)} + \text{目標分配金}(5 \text{ 回分})10 \text{ 万円} = 70 \text{ 万円}$$

で満期償還となりました。(30万円の損失)

案

※ 上記以外にも、様々なケースや商品がありますので、目論見書などによりきちんと説明を受けましょう。

【本商品の概要】

投資対象債券	日経平均株価の値動きによって償還条件（償還時期、償還価額）が決定されるしくみの、 〇〇銀行が発行するユーロ円債
設定日	2011年3月31日
信託期間	2011年3月31日から2016年3月31日まで（早期償還条項付）
決算日	毎年3月31日及び9月30日（但し、当日が休業日の場合は翌営業日）
募集金額	〇〇億円
お申込単位	10万円以上1円単位
お申込価額	受益権1口あたり1円
償還乗換優遇	対象ではありません
満期償還	① 早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価が常にノックイン価格を上回った場合 → お申込価額の100% ② 早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価が一度でもノックイン価格以下になった場合 → お申込価額 × 最終評価日の最終日経平均株価 / 当初日経平均株価 ＊ただし、お申込価額を上回ることはありません。
観察期間	発行日の取引所終了時刻から最終評価日の取引所終了時刻まで
ノックイン価格	当初日経平均株価の60% ノックイン価格の水準についてしっかり確認しましょう。
最終評価日	満期償還日の10予定取引日前の日
当初日経平均株価	発行日の取引所終了時刻の日経平均株価
最終日経平均株価	各利払日の10予定取引日前の日の取引所終了時刻の日経平均株価
目標分配額	第2期までは400円程度 目標分配金が妥当かどうか確認しましょう。 第3期以降50円程度
分配金及び償還通貨	日本円
早期償還条項	早期償還評価日（2011年9月30日から2015年9月30日までの各利払日の10予定取引日前の日）における最終日経平均株価が早期償還判定水準（当初日経平均株価の105%）以上の場合、直後の利払日にお申込金額の100%で早期償還されます。
ご解約単位	1口以上1口単位
ご解約価額	解約約定日の基準価格から信託財産留保額を控除した価額
当ファンドに関する費用等	
【お申込時にご負担いただく費用】	
お申込手数料	買付金額に対して2.1%
【信託財産で間接的にご負担いただく費用】	
信託報酬	1年目：信託財産の元本総額に対して年率0.9% 2年目以降：信託財産の元本総額に対して年率0.25%
その他の費用	監査費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等
【ご解約時にご負担いただく費用】	
ご解約手数料	なし
信託財産留保額	解約約定日の基準価格に対して0.5%

直接支払う手数料以外にも必要な費用があります。投資信託購入にかかる手数料が全体でどのくらいかかるのかしっかり確認しましょう。

ノックイン投信への投資により生ずる可能性のある損失等に関して

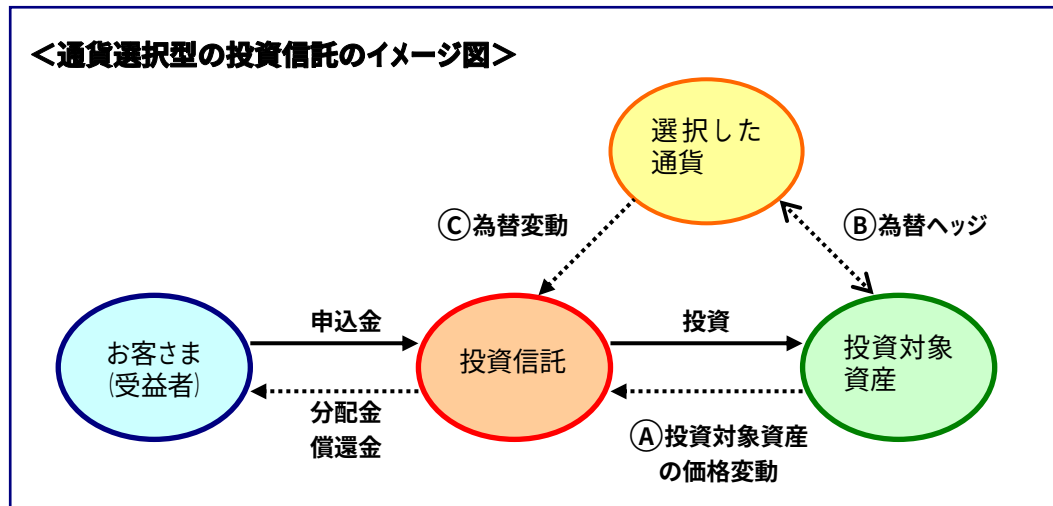
- 株価指数など対象となる資産の価格の変動により、償還元本額が投資額を下回り損失が発生する可能性があります。
- 中途換金した場合、違約金や手数料が発生し、投資元本を下回る損失が発生する可能性があります。

案

※上記の事項は、一般的なノックイン投信の重要な事項についての考えかたを示したものです。したがって、ノックイン投信の商品性等については、上記以外の重要事項もありますので、きちんと説明を受け、理解しましょう。また、上記の事項を含め、目論見書を読んで不明な点があれば証券会社に説明を求めましょう。

「通貨選択型の投資信託」とは？

1. 「通貨選択型の投資信託」の特徴について



- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、投資対象通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

①投資対象資産による収益(上図①部分)

投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合には、収益を得ることができます。なお、通貨選択型の投資信託の多くは、高利回りの期待できる「ハイ・イールド債」や「新興国債券」(債券の詳細については後段2ご参照)などに投資しています。

②為替ヘッジプレミアムによる収益(上図②部分)

選択した通貨(コース)の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨(主に米ドル)よりも高い場合は、その金利差による「為替ヘッジプレミアム」が期待できます。逆に、選択した通貨(コース)の短期金利のほうが高い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。

③為替変動による収益(上図③部分)

選択した通貨(円を除く)の対円レートが上昇(円安)した場合は為替差益を得ることができますが、逆に、選択した通貨(円を除く)の対円レートが下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

- 通貨選択型の投資信託が実質的に投資を行う「ハイ・イールド債」や「新興国債券」については、格付の高い債券に比べて相対的に利回りが高い一方、価格が大きく変動する可能性(価格変動リスク)や組入債券の元利金の支払遅延及び債務不履行(信用リスク)な

どが生じる可能性が高いといえます。

- なお、これまで説明しました内容について具体例をまとめますと、下表のようになります。
(新興国債券を投資対象とする通貨選択型の投資信託で、ブラジルレアルコースを選択した場合の例)

投資信託の収益源	①投資対象資産による収益	②為替ヘッジプレミアムによる収益	③為替変動による収益
期待どおりの収益を得られたケース 	○相対的に高利回りの米ドル建て新興国債券に投資することで、高水準の利子収入を得た	○ブラジルレアルの短期金利が米ドルの短期金利を上回ったため、「為替ヘッジプレミアム」を得た	○選択したブラジルレアルが対円で上昇(円安)し、為替差益を得た
期待に反して損失やコストが発生したケース 	×投資対象の新興国債券の信用度が低下したため、債券の価格が下落した	△ブラジルレアルと米ドルの金利差が縮小し、為替ヘッジプレミアムが減少した ×ブラジルレアルの短期金利が米ドルの短期金利を下回り、「為替ヘッジコスト」が生じた	×選択したブラジルレアルが対円で下落(円高)し、為替差損が発生した

※ ○:メリット △:メリットが減少 ×:デメリット

2. 主な投資対象資産について

●ハイ・イールド債

ハイ・イールド債 (High Yield Bond) とは、一般的に格付の低い債券で、BB格相当以下の格付 (投機的格付) が付与された高利回りの債券を指します。ハイ・イールド債は、信用リスクが相対的に高い反面、高利回りで発行や取引がされています。

●新興国債券

新興国の政府及び政府機関等の発行する債券を指します。一般的に、新興国の金利は高い経済成長率等を背景として高水準であり、新興国債券の利回りについても高くなっています。一方で、先進国と比べて経済状況が脆弱であること等から、新興国債券の信用リスクは相対的に高くなっています。

3. 主な投資リスクについて

●価格変動リスク

投資対象である債券等は、市場金利や信用度の変動に伴い価格が変動します。特に、ハイ・イールド債や新興国債券は、価格の変動幅が相対的に大きくなる可能性があります。

●為替変動リスク

選択した通貨（円を除く）の円に対する為替変動の影響を受けることになるため、選択した通貨の対円レートが円高に進んだ場合には、為替差損により投資信託の基準価額が下落するおそれがあります。なお、選択した通貨の短期金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分についてのヘッジコストが発生するため、基準価額の変動要因となります。

●信用リスク（デフォルト・リスク）

一般的に、ハイ・イールド債や新興国債券は、相対的にデフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。

●流動性リスク

一般的に、新興国の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

●カントリー・リスク

カントリー・リスク（債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化をいいます。）としては主に以下の点が挙げられ、これらの場合には、投資信託の基準価額が下落するおそれがあります。

- ①先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、政治・経済状況や社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ②政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により、海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ③海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- ④先進国と比較して市場慣習や情報開示に関わる制度等が異なる場合があります。

以 上

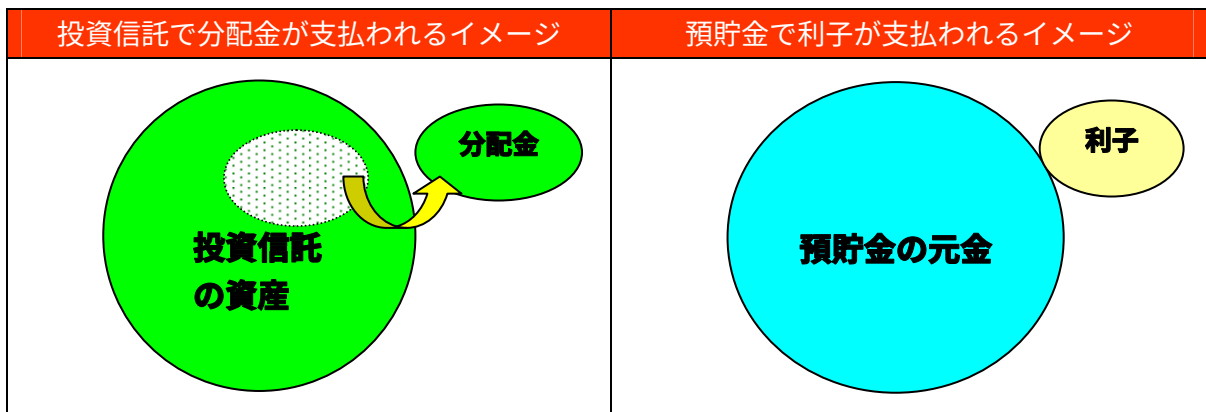
「毎月分配型の投資信託」とは？

1. 「毎月分配型の投資信託」の特徴について

- 毎月分配型の投資信託は、1ヵ月ごとに決算をして、収益の一部を収益分配金（分配金）として毎月分配する仕組みになっています。
- 分配金を毎月受け取るチャンスがあるので、毎月の生活費やおこづかいの一部、また年金の補完として分配金を活用したいと考えている投資家に人気があります。毎月分配型の投資信託は定期的・安定的な分配金を期待したい投資家のニーズに合っていると言えます。
- 毎月分配型の投資信託は、原則として毎月の安定した分配を目指しますが、「分配金が毎月確実に受け取れる」というわけではなく、運用状況等によっては分配金が支払われない場合もあります。
- なお、「毎月分配型の投資信託」への投資にあたっては、「分配金の仕組み」を正しく理解することが必要となります。

2. 「分配金の仕組み」について

(1) 分配金と利子の違いについて



- 「投資信託の分配金」と「預貯金の利子」の違いを整理すると、主に以下のようになります。

◇投資信託の分配金（左図）

- ・「投資信託の資産」の中から支払われるため、分配金が支払われる（資産の一部が外部へ流出する）と、その分、投資信託の基準価額は下がります。
- ・分配金の額は、投資信託の運用状況に応じて変動します。

◇預貯金の利子（右図）

- ・利子を支払う原資は「預貯金の元金」とは別であるため、利子が支払われても元金の額は変わりません。

・あらかじめ決められた利率で計算された金額が、定期的に支払われます。

(2) 分配金の種類について

- 投資信託は、決算により、収益の一部を分配金として、投資信託の口数に応じて受益者に支払います。分配金には以下の2種類があります。

普通分配金: 個別元本※を上回る部分からの分配金です。

普通分配金は投資信託の元本の運用により生じた収益から支払われ、利益として課税対象となります。

特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。

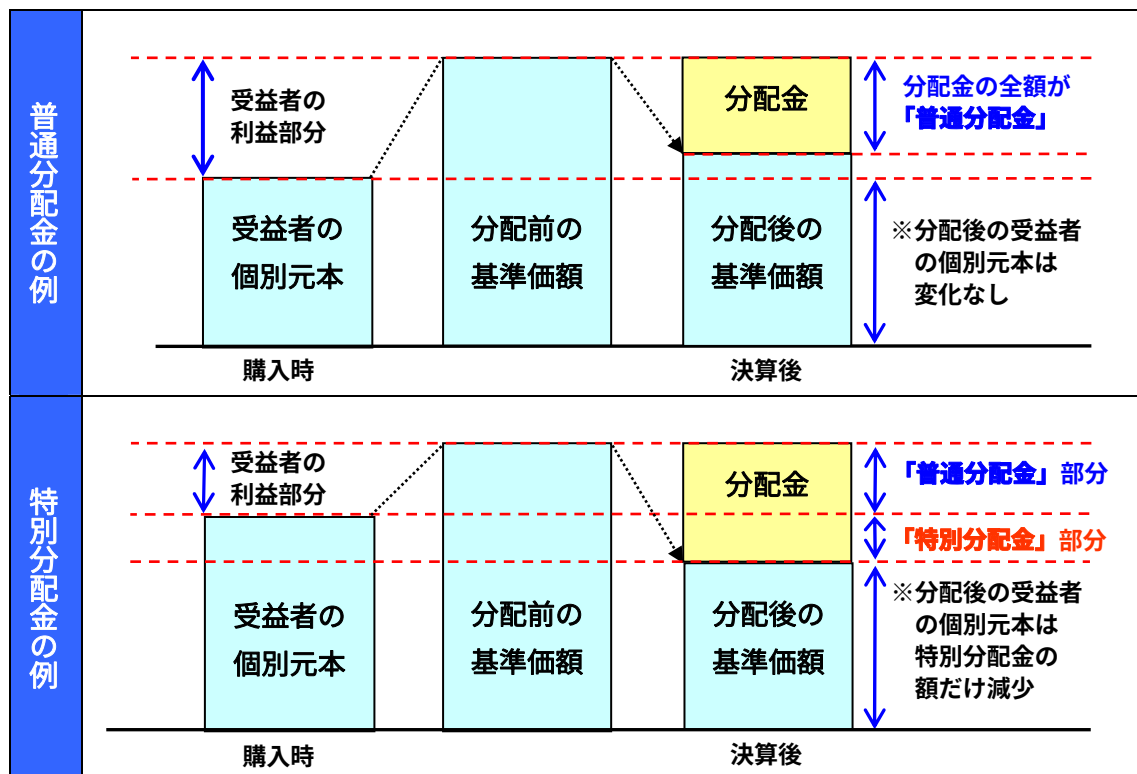
特別分配金は、「投資した元本の一部払戻し」に当たるため、非課税となります。また、特別分配金の額だけ、個別元本は減額されることとなります。

※「個別元本」について

追加型投資信託における受益者毎の課税上の購入価額（手数料等は含まれません）をいいます。「個別元本＝受益者が投資信託を購入した時の基準価額」となり、同じ投資信託を複数回購入した場合や特別分配金を受け取った場合等に修正されます。

- なお、分配金については、あらかじめ一定の額の分配を約束されたものではなく、運用状況等によっては分配金が支払われない場合もあります。

<分配金のイメージ>



(3) 分配金と基準価額との関係について

	購入時	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
ファンド運用収支		+400 円	+200 円	±0 円
決算時の基準価額		10,400 円	10,200 円	9,800 円
分配金の額		400 円	400 円	200 円
分配後の基準価額	10,000 円	10,000 円	9,800 円	9,600 円
イメージ図	基準価格 10,000 円 で新規に購入 	400 円 	200 円 	200 円

 : 普通分配金
 : 特別分配金
 ※税金・手数料等は考慮せず

- 上表は、「分配金の支払に伴い、投資信託の基準価額がどのように推移するのか」ということについて例示したものです。
- 1ヶ月後の分配金400円については、ファンドの運用益(400円)から全額支払われているため、分配後の基準価額(10,000円)は変更ありません。
- 一方、2ヶ月後の分配金400円については、ファンドの運用益(200円)では全額支払うことができず、差額分200円は投資信託の元本を取り崩しており、その結果、投資信託の基準価額が9,800円に減少しています。また、3ヶ月後についても、元本を取り崩して分配金を支払った結果、基準価額が9,600円に減少しています。
- なお、本投資信託の収支を見た場合、分配金の受取額だけであれば+1,000円となりますが、基準価額が購入時よりも400円減少しているため、合計では+600円にとどまります。
- このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の騰落額」の合計額で判断することが重要です。分配金の額の大きい投資信託が、必ずしも「良い投資信託」であるとは限りませんので、ご注意ください。

3. 「毎月分配型の投資信託」のメリット・デメリット

メリット	デメリット
○投資信託を売却せず、運用を続けながら、その運用成果を毎月こまめに受け取ることができる。 ⇒年金の足しにする、毎月の生活費やお小遣いの一部に充当する、等	○毎月の分配金には税金がかかるため、分配金を再投資する場合には控除される税金の分だけ再投資額が少なくなり、投資の効率が悪くなる。 ○毎月分配金の支払が生じるので、運用成績によっては、元本の一部を取り崩して分配金が支払われるようなケースがある。 (例えば、分配金の支払額が1ヶ月間の運用益を上回るような場合)

以 上

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な商品」に対する自主規制規則について

日本証券業協会では、自主規制規則を改正し、平成 23 年 4 月 1 日より、「商品販売前の検証の義務付け」や「勧誘・販売時の説明義務の強化」を図っております。

1. どのような改正を行ったの？

証券会社や金融機関に対して、次のことを義務付けました。

(1) 商品販売前の検証の義務付け

① 合理的根拠適合性の検証

お客様に新しい商品を販売しようとする場合には、その販売する商品のリスク特性やパフォーマンスなどについて事前に検証すること。

② 勧誘開始基準の設定

お客様に店頭デリバティブ取引に類する複雑な商品を勧誘する場合には、年齢や取引経験の有無、財産の状況などから勧誘対象のお客様を選定すること。

(2) 勧誘・販売時の説明義務の強化

① 注意喚起文書の交付

販売する商品のリスクに関する注意事項や金融ADR（紛争解決）機関の連絡先などを記載した文書をお客様に交付すること。

② 重要事項の説明

販売する商品について、最悪のケースを想定した損失額、中途での売却制限や売却試算額などをお客様に説明すること。

③ 確認書の受け入れ

お客様に上記②の重要な事項を説明したこと、そしてお客様にその内容を御理解いただいたことについての確認書を受け入れること。

2. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な商品とは？

店頭デリバティブ取引に類する複雑な商品として、「仕組債」と「投資信託」を規定しております。

＜店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債＞

複雑な仕組債は、「利率（クーポン）が固定されているのか、変動するのか」、「償還額が元本（100%）で償還されるのか、そうでないのか」や「利息や償還額が為替変動による影響を受けるのか」など、一般的な債券よりも、お客様において、その商品のいろいろなリスクを把握しなければならないものをその対象としております。

具体的な商品として、例えば、EB債（他社株転換社債）、エクイティ指数リンク債、条件付デュアルカレンシー債と呼ばれている債券は、この「複雑な仕組債」に該当する場合があります。

名称だけでは判断できませんので、詳しくはお取引の証券会社や金融機関に御確認ください。

＜店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託＞

複雑な投資信託は、上記、『店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債』で運用することによりそれらの仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託をいいます。

具体的な商品として、例えば、条件付元本確保型投資信託と呼ばれている投資信託は、この「複雑な投資信託」に該当します。

名称だけでは判断できませんので、詳しくはお取引の証券会社や金融機関に御確認ください。

3. この改正によって何が変わるの？

今回の規則改正により、次の点が変わります。

- 今まで以上に、お客様の年齢や取引経験の有無、財産の状況などに照らし、お客様に適した商品の投資勧誘が行われるようになります。
- 複雑な商品の説明がある場合には、必ず、「注意喚起文書」が交付され、説明される商品が「複雑な商品である」ことが明示的に判るようになります。
- 更に複雑な商品の説明資料では、市況の変動などにより、どのような状況になった場合に、損失を被ることとなるのかなど、今まで以上に、具体的な損失イメージが沸くような商品の説明資料が用いられることとなります。
- また、その内容について、御理解いただいているかどうか、確認しながら、商品の案内が行われることとなります。

※ 証券会社や金融機関では、様々な資料により、お客様に御理解いただくための商品説明を行います。お客様おいては、「**注意その2○投資を決める際の心構え**」などを参考に、御自身の投資目的・方針やライフプランなどを良く確認し、御自身に一番合った商品を選びましょう。

資料 3

震災により生じた諸問題等を踏まえた諸規制の見直しの必要性について —ATCワーキングメンバーからお寄せいただいたコメント—

平成 23 年 5 月 13 日

＜震災による紙不足の深刻化、郵便事情の悪化に関連して＞

- 運用報告書の簡素化、目論見書の交付方法の見直し
→例えば、当社が販売したある投資信託の運用報告書は 500 頁もある。震災の影響で紙不足が深刻化、東北地方への郵便事情も悪いなか、どうしても送る必要があるものなのか。

＜オプション取引により一部の顧客に大きな損失が生じたことに関連して＞

- 証券会社のリスク管理のあり方
- インターネット取引における適合性原則・説明義務のあり方

以 上